

千葉科学大学 敷地内全面禁煙 実践基本方針

令和7年6月1日

学長 藤本一雄

喫煙は、喫煙者の健康を害するだけでなく、受動喫煙等より非喫煙者の健康も害するなど、健康に対して多大な影響を与え、多くの疾病の原因となる。また、喫煙は火災の主要な原因になるほか、吸い殻のポイ捨ては教育研究環境を損ねる原因となる。

千葉科学大学の目標は、『健康で安全・安心な社会の構築』に寄与できる人材の養成、『健康で安全・安心な社会の構築』の探究であり健康的なキャンパス環境づくりが必要である。また、学生や教職員はもとより、多くの人が集まる公共性の高い教育機関であることを踏まえ、学生・教職員の健康増進を図り、安心・安全、快適な教育研究環境を目指して、令和7年10月1日から敷地内全面禁煙を実践することとする。

（敷地内全面禁煙への移行）

令和7年10月1日から、敷地内全面禁煙とする。それまでの間に現在の喫煙所は閉鎖する。

（対象）

対象者は、本学の学生、教職員及び学外者で本学の敷地に入る者とする。対象地域はマリーナキャンパス構内（駐車場含む）・本部キャンパス構内すべてとする。

（禁煙支援）

学生課（健康衛生室）を中心に喫煙者に対する禁煙相談、禁煙外来の紹介、ポスター掲示やメール配信、喫煙による健康被害の防止に向けた啓発活動等を実施する。

（違反時の対応）

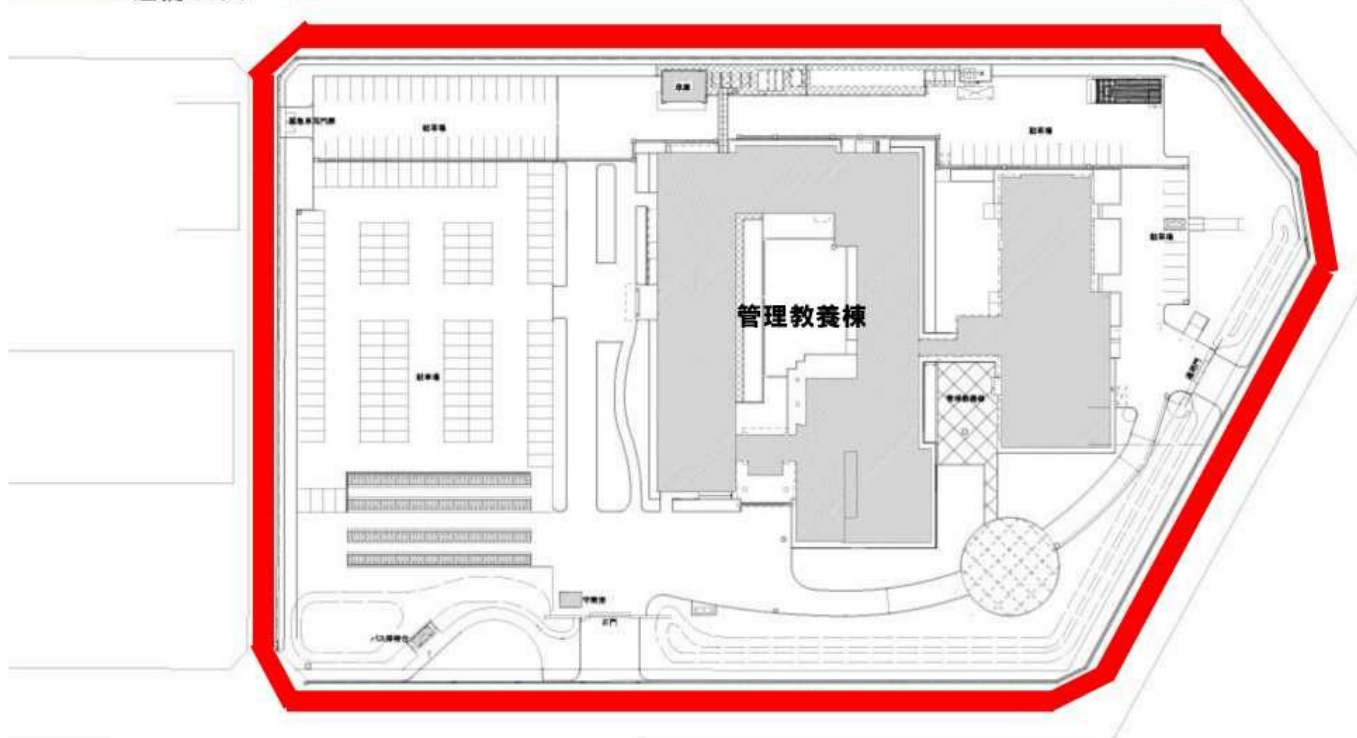
学生の違反者への対応は各学部で「学生の意見を聴く会」を開催し、学生の意見を聴取し決定する。教職員の違反者への対応も並行して検討する。

（巡視）

令和7年10月1日から令和8年3月31日の期間は、敷地内・敷地周辺の巡視を学生課・庶務課・危機管理室・留学生支援課を中心におこなう。

本部キャンパス

全面禁煙
巡視エリア



マリーナキャンパス

全面禁煙
巡視エリア

